

質 権 設 定 に 関 す る 念 書

- 1 賃借人は、後記表示の土地の賃借権について次の事項を確約します。
 - (1) 質権の設定を一切していないこと。
 - (2) 機構のために質権を設定するまでの間は、機構以外の者のための質権設定をしないこと。
 - (3) 万一、上記について虚偽の申請又は違反があった場合は、融資予約（承認）の取消し又は借入金の全額について返済請求を受けても何ら異議がないこと。
- 2 賃貸人は、後記表示の土地の賃借権について次の事項を確約します。
 - (1) 質権の設定を一切承諾していないこと。
 - (2) 機構のために質権を設定するまでの間は、機構以外の者のための質権設定を承諾しないこと。
- 3 賃貸人は次の時期において、機構に印鑑証明書を提出することを承諾します。
 - (1) 賃借権質権設定契約の締結時
 - (2) 担保差入書の提出時（資金を分割する場合に限ります。）

独立行政法人住宅金融支援機構 殿

年 月 日

賃借人	住 所	
	氏 名	
賃貸人	住 所	
	氏 名	

記

賃借権の目的たる土地の表示

所 在

地 番

地 目

地 積 平方メートル

(土地の一部を貸している場合：上記のうち 平方メートル)

(注) この念書には印鑑証明書を添付する必要はありません。